

第2章第2部 在宅医療

第1節 在宅患者診療・指導料

在宅患者訪問診療料（1日につき）

（注の追加：急性増悪における取扱い）

（通常は週3回を限度に算定）

注2 保険医療機関が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問診療を行う必要性を認め、計画的な医学的管理の下に、居宅において療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して訪問診療を行った場合は、注1の規定にかかわらず、1月に1回に限り、当該診療の日から14日以内に行った訪問診療については14日を限度として算定する。

注4 在宅で死亡した者について1月以上にわたりターミナルケアを行った場合は、在宅ターミナルケア加算として、所定点数に1,200点を加算する。

在宅末期医療総合診療料（1日につき）

（点数の見直し）

- 1 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合
- 2 1以外の場合

1,500点

1,495点

1,700点

1,685点

救急搬送診療料

(注の変更：算定対象の拡大)

注 1 患者を救急用の自動車で保険医療機関に搬送する際、診療上の必要から、当該自動車に同乗して診療を行った場合に算定する。

注 1 患者を救急用の自動車等で保険医療機関に搬送する際、診療上の必要から、当該自動車等に同乗して診療を行った場合に算定する。

第2節 在宅療養指導管理料

(通則の変更：退院後1月以内の取扱い)

3 退院した患者に対して退院の日から1月以内に行った指導管理の費用は算定しない。

(削除)

4 入院中の患者に対して退院時に本節各区分に掲げる在宅療養指導管理料を算定すべき指導管理を行った場合においては、各区分の規定にかかわらず、当該退院の日に所定点数を算定できる。

3 入院中の患者に対して退院時に本節各区分に掲げる在宅療養指導管理料を算定すべき指導管理を行った場合においては、各区分の規定にかかわらず、当該退院の日に所定点数を算定できる。この場合において、当該退院した患者に対して行った指導管理（当該退院した日の属する月に行ったものに限る。）の費用は算定しない。

在宅自己注射指導管理料

(項目の統合)

- | | |
|--------------------------------|------|
| 1 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合 | 820点 |
| 2 1以外の場合 | 950点 |

820点

(注の変更：対象患者の拡大)

注 1 インスリン製剤、性腺刺激ホルモン製剤、ヒト成長ホルモン剤、乾燥人血液凝固第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、性腺

注 1 インスリン製剤、性腺刺激ホルモン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VII因

	<p>刺激ホルモン放出ホルモン剤、ソマトスタチンアナログ、ゴナドトロビン放出ホルモン誘導体、グルカゴン製剤又はヒトソマトメジンC製剤の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、自己注射に関する指導管理を行った場合に算定する。</p>		<p>子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、ソマトスタチンアナログ、ゴナドトロビン放出ホルモン誘導体、グルカゴン製剤、ヒトソマトメジンC製剤又はインターフェロンベータ製剤の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、自己注射に関する指導管理を行った場合に算定する。</p>
(注の追加)	(注の追加)	→注 5 注入器用の注射針を処方した場合は、所定点数に次の点数を加算する。 イ 治療上の必要があつて、1型糖尿病若しくは血友病の患者又はこれらの患者に準ずる状態にある患者に対して処方した場合 160点 ロ イ以外の場合 80点	
在宅自己腹膜灌流指導管理料 (加算点数の見直し)	注 2 紫外線殺菌器又は自動腹膜灌流装置を使用した場合は、所定点数にそれぞれ400点又は2,700点を加算する。	→注 2 紫外線殺菌器又は自動腹膜灌流装置を使用した場合は、所定点数にそれぞれ360点又は2,500点を加算する。	
在宅酸素療法指導管理料 (加算点数の見直し)	注 2 酸素ボンベを使用した場合は、所定点数に4,500点を加算する。 3 酸素濃縮装置を使用した場合は、所定点数	→注 2 酸素ボンベを使用した場合は、所定点数に3,950点を加算する。 3 酸素濃縮装置を使用した場合は、所定点数	

在宅人工呼吸指導管理料

(加算点数の見直し)

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料

(加算点数の見直し)

(在宅気管切開患者指導管理料の
新設)

に5,500点を加算する。ただし、この場合において注2に規定する点数は加算できない。

4 携帯用酸素ボンベを使用した場合は、所定点数に1,200点を加算する。

5 設置型液化酸素装置又は携帯型液化酸素装置を使用した場合は、所定点数にそれぞれ4,800点又は1,200点を加算する。

に4,620点を加算する。ただし、この場合において注2に規定する点数は加算できない。

4 携帯用酸素ボンベを使用した場合は、所定点数に990点を加算する。

5 設置型液化酸素装置又は携帯型液化酸素装置を使用した場合は、所定点数にそれぞれ4,320点又は990点を加算する。

注2 気管切開口を介した陽圧式人工呼吸器、鼻マスク若しくは顔マスクを介した人工呼吸器又は陰圧式人工呼吸器を使用した場合は、所定点数にそれぞれ7,600点、6,000点又は3,000点を加算する。

注2 気管切開口を介した陽圧式人工呼吸器、鼻マスク若しくは顔マスクを介した人工呼吸器又は陰圧式人工呼吸器を使用した場合は、所定点数にそれぞれ6,840点、5,930点又は3,000点を加算する。

注2 経鼻的持続陽圧呼吸療法治療器を使用した場合は、所定点数に1,300点を加算する。

注2 経鼻的持続陽圧呼吸療法治療器を使用した場合は、所定点数に1,210点を加算する。

在宅気管切開患者指導管理料 900点
注1 気管切開を行っている患者であって入院中の患者以外の患者に対して、在宅における気管切開に関する指導を行った場合に算定する。

2 人工鼻を使用した場合は、所定点数に
1,500点を加算する。

第2章第3部 検査

第1節 検体検査料

第1款 検体検査実施料

尿・糞便等検査

尿中特殊物質定性定量検査
(項目の新設)

(新設:区分D 0 0 1の16) → IV型コラーゲン定量精密測定 190点

穿刺液・採取液検査
(項目の新設)

(新設:区分D 0 0 4の4) → 子宮頸管粘液中顆粒球エラスター 90点

生化学的検査(I)

血液化学検査
(項目の新設)

(新設:区分D 0 0 7の12) → マンガン 40点

生化学的検査(II)

腫瘍マーカー
(項目の新設)

(新設:区分D 0 0 9の9) → フリーP S A／トータルP S A比精密測定 190点

免疫学的検査 感染症血清反応 (項目の新設)	(新設：区分D 0 1 2 の 8)	ヘルコバクター・ピロリ抗体	70点
	(新設：区分D 0 1 2 の 8)	ヘルコバクター・ピロリ抗体精密測定	70点
	(新設：区分D 0 1 2 の 1 2)	抗抗酸菌抗体価精密測定	120点
	(新設：区分D 0 1 2 の 1 6)	インフルエンザウイルス抗原精密測定	160点
	(新設：区分D 0 1 2 の 1 6)	ノイラミニダーゼ	160点
	(新設：区分D 0 1 2 の 2 4)	アデノウイルス抗原精密測定	240点
	(新設：区分D 0 1 2 の 2 4)	大腸菌抗原同定検査	240点
	(新設：区分D 0 1 2 の 3 3)	結核菌群抗原精密測定	330点
自己抗体検査 (項目の新設)	(新設：区分D 0 1 4 の 9)	マトリックスメタロプロテイナーゼ (MMP-3) 精密測定	160点
	(新設：区分D 0 1 4 の 1 5)	抗L KM-1 抗体精密測定	310点
	(新設：区分D 0 1 4 の 1 6)	ループスアンチコアグラント	330点
	(新設：区分D 0 1 4 の 2 1)	抗糸球体基底膜抗体精密測定	400点

微生物学的検査

細菌培養同定検査等

(区分番号の変更、項目の新設、項目の組み替え及び加算点数の引き下げ)

細菌培養同定検査

- | | |
|-------------------|------|
| 1 口腔、気道又は呼吸器からの検体 | 190点 |
| 2 消化管からの検体 | 170点 |
| 3 泌尿器又は生殖器からの検体 | 150点 |
| 4 血液又は穿刺液 | 180点 |
| 5 その他の部位からの検体 | 135点 |
| 6 簡易培養検査 | 70点 |

(新設：区分018の6)

細菌培養同定検査等

- | | |
|--------------------|------|
| 1 口腔、気道又は呼吸器からの検体 | 160点 |
| 2 消化管からの検体、血液又は穿刺液 | 150点 |
| 3 泌尿器又は生殖器からの検体 | 130点 |
| 4 その他の部位からの検体 | 120点 |
| 5 簡易培養検査 | 60点 |

注 同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、85点を加算する。

- | | |
|------------------------------|-----|
| 6 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2') | 60点 |
|------------------------------|-----|

(新設：区分018の7)

- | | |
|-------------|-----|
| 7 迅速ウレアーゼ試験 | 70点 |
| 8 尿素呼気試験 | 80点 |

(新設：区分018の8)
注 同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、100点を加算する。

微生物核酸同定・定量検査

(項目の新設)

(新設：区分D023の1)

白血球中細菌核酸同定検査 (1菌種あたり)

150点

血液学的検査

出血・凝固検査

(項目の削除)

血小板第3因子 (PF₃)

300点

(削除：区分D006の18)

血液学的検査

出血・凝固検査

(注に掲げる対象検査項目の明確化及び点数の引き下げ)

注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の14及び16から23までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

- イ 3項目又は4項目
ロ 5項目以上

850点
1,000点

注 患者から1回に採取した血液を用いてPI VKA II、PI VKA II精密測定(出血・凝固)、フィブリノーゲン分解産物精密測定、D-Dダイマー精密測定、プロテインS精密測定、 α_2 -プラスミンインヒビター・プラスミン複合体、血小板第4因子(PF₄)精密測定、 β -トロンボグロブリン精密測定、トロンビン・アンチトロンビンIII複合体(AT)精密測定、プロテインC、フィブリノーモノマー複合体定量精密測定、プロトロンビンフラグメントF1+2精密測定、tPA・PAI-1複合体、凝固因子(II、V、VII、VIII、IX、X、XI、XII、XIII)及びフィブリノペプタイド精密測定を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

- イ 3項目又は4項目 750点
ロ 5項目以上 900点

生化学的検査(I)

血液化学検査

(注に掲げる対象検査項目の明確化及び点数の引き下げ)

注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の1から7まで、9及び10に掲げる検査を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

→

注 患者から1回に採取した血液を用いて総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素（BUN）、クレアチニン、尿酸、アルカリリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ（ChE）、 γ -グルタミールトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）、中性脂肪、Na及びCl、K、Ca、Mg、膠質反応、クレアチニン、グルコース、乳酸脱水素酵素（LDH）、酸性フォスファターゼ、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチニン・フォスフォキナーゼ（CPK）、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄、アルブミン・グロブリン比測定、試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極による血中ケトン体・糖・クロール検査、リン脂質、 β -リポ蛋白、総脂質、遊離脂肪酸、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、前立腺酸性フォスファターゼ、P及び HPO_4 、総コレステロール、グルタミック・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ（GOT）、グルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ（GPT）、総鉄結合能（TIBC）、不飽和鉄結合能（UIBC）、過酸化脂質、イオン化カルシウム及び赤血球コプロポルフィリン定性を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲

- | | |
|--------------|------|
| イ 5項目以上7項目以下 | 140点 |
| ロ 8項目又は9項目 | 160点 |
| ハ 10項目以上 | 175点 |

注 入院中の患者について算定した場合は、初回に限り20点を加算する。

げる点数により算定する。

- | | |
|--------------|------|
| イ 5項目以上7項目以下 | 130点 |
| ロ 8項目又は9項目 | 150点 |
| ハ 10項目以上 | 165点 |

注 入院中の患者について算定した場合は、初回に限り20点を加算する。

生化学的検査(II)

内分泌学的検査

(注に掲げる対象検査項目の明確化及び点数の引き下げ)

注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の9、13及び15から30までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

注 患者から1回に採取した血液を用いてヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)精密測定、黄体形成ホルモン(LH)精密測定、卵胞刺激ホルモン(FSH)精密測定、C-ペプタイド(CPR)精密測定、黄体形成ホルモン(LH)、遊離サイロキシン(FT₄)精密測定、抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ(GAD)抗体価精密測定、遊離トリヨードサイロニン(FT₃)精密測定、コルチゾール精密測定、アルドステロン精密測定、サイロキシン結合蛋白(TBG)精密測定、17-ケトジェニックステロイド(17-KGS)精密測定、テストステロン精密測定、ヒト総毛性ゴナドトロピン定量(HCG定量)精密測定、サイログロブリン精密測定、ヒト胎盤性ラクトー^{ゲン}(HPL)精密測定、ヒト胎盤性ラクトー^{ゲン}(HPL)、低単位ヒト総毛性ゴナドトロピン(HCG)定量、ヒト総毛性ゴナドトロピンβ(HCGβ)分

画精密測定、グルカゴン精密測定、カルシトニン精密測定、プロジェステロン精密測定、遊離テストステロン精密測定、エストロジエン、17-ケトジェニックステロイド分画（17-KGS分画）精密測定、サイクリックAMP（C-AMP）精密測定、エストリオール（E₁）精密測定、エストロジエン精密測定、プレグナンジオール、カテコールアミン精密測定、副甲状腺ホルモン（PTH）精密測定、エストラジオール（E₂）精密測定、カテコールアミン分画精密測定、DHEA-S精密測定、副腎皮質刺激ホルモン（ACTH）精密測定、17-ケトステロイド分画（17-KS分画）精密測定、プレグナンジオール精密測定、プレグナントリオール精密測定、エリスロポエチン精密測定、17α-ヒドロキシプロジェステロン精密測定、ノルメタネフリン精密測定、メタネフリン精密測定、ソマトメジンC精密測定、インスリン様成長因子結合蛋白3型（IGFBP-3）精密測定及びメタネフリン分画精密測定を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

- | | |
|--------------|--------|
| イ 3項目以上5項目以下 | 540点 |
| ロ 6項目又は7項目 | 860点 |
| ハ 8項目以上 | 1,050点 |

イ 3項目以上5項目以下	640点
ロ 6項目又は7項目	960点
ハ 8項目以上	1,150点

腫瘍マーカー

(注に掲げる対象検査項目の明確化及び点数の引き下げ)

注2 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の1から3までに掲げる検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、90点を算定する。

3 患者から1回に採取した血液等を用いて本区分の4から17までに掲げる検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ 2項目	360点
ロ 3項目	440点
ハ 4項目以上	590点

注2 患者から1回に採取した血液を用いて α -フェトプロテイン (A FP) 、尿中B T A及び免疫抑制酸性蛋白 (I AP) を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、85点を算定する。

3 患者から1回に採取した血液等を用いて本区分に掲げる検査（注2に規定するものを除く。）を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ 2項目	310点
ロ 3項目	390点
ハ 4項目以上	540点

(項目の削除)

KMO-1
KMO-1精密測定

80点
250点

→ (削除:区分D 009の3)
→ (削除:区分D 009の12)

免疫学的検査

肝炎ウイルス関連検査

(注に掲げる対象検査項目の明確化及び点数の引き下げ)

注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の3から15までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

- イ 3項目
- ロ 4項目
- ハ 5項目以上

460点
580点
760点

注 患者から1回に採取した血液を用いてHBs抗原精密測定、HBs抗体価精密測定、HBe抗原精密測定、HBe抗体価精密測定、HCV抗体価精密測定、HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価、HCVコア蛋白質測定、HBc抗体価、HBc抗体価精密測定、IgM-HA抗体価精密測定、HA抗体価精密測定、IgM-HBc抗体価精密測定、HCVコア抗体価精密測定、HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価精密測定、HCV特異抗体価精密測定、HCV特異抗体価測定による群別判定、DNAポリメラーゼ、デルタ肝炎ウイルス抗体価精密測定、HBV核酸同定精密測定及びHBV核酸定量測定を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

- | | |
|---------|------|
| イ 3項目 | 390点 |
| ロ 4項目 | 490点 |
| ハ 5項目以上 | 650点 |

自己抗体検査

(注に掲げる対象検査項目の明確化及び点数の引き下げ)

注 本区分の11、14及び15に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ510点又は670点とする。

→
注 抗SS-A/Ro抗体、抗RNP抗体、抗Sm抗体、抗SS-B/La抗体、抗Scl-70抗体、抗Jo-1抗体、抗RNP抗体精密測定、抗SS-A/Ro抗体精密測定、抗SS-B/La抗体精密測定、抗Scl-70抗体精密測定及び抗Sm抗体精密測定を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ430点又は570点とする。

基本的検体検査実施料

基本的検体検査実施料（1日につき）
(注に掲げる対象検査項目の明確化)

注2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。

又 免疫血液学的検査

区分番号D011の1に掲げるもの

ル 感染症血清反応

区分番号D012の1から3まで、6及び8に掲げるもの、TPHA試験（定性）及びHIV-1抗体価

→
注2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。

又 免疫血液学的検査

ABO血液型及びRh(D)血液型

ル 感染症血清反応

梅毒脂質抗原使用検査（定性）、抗ストレプトトリジンO価（ASO価）、ポールバンネル反応、トキソプラズマ抗体価測定、梅毒脂質抗原使用検査（定量）、TPHA試験（定量）、TPHA試験（定性）及びHIV-1抗体価

第2節 病理学的検査料

第1款 病理学的検査実施料

病理学的検査

(区分の新設)

(新設: 区分D 101の2)

ヲ 肝炎ウイルス関連検査
区分番号D 013の1から3及び5に
掲げるもの

ワ 自己抗体検査
区分番号D 014の1から3までに掲
げるもの

カ 血漿蛋白免疫学的検査
区分番号D 015の1、2及び4に掲
げるもの

ヲ 肝炎ウイルス関連検査
HBs抗原、HBs抗体価、HBs抗原精
密測定、HBs抗体価精密測定、HCV抗
体価精密測定及びHCV構造蛋白及び非構
造蛋白抗体価

ワ 自己抗体検査
寒冷凝集反応、リウマチ因子スクリーニ
ング及びリウマチ因子測定

カ 血漿蛋白免疫学的検査
C反応性蛋白(CRP)定性、C反応性
蛋白(CRP)定量、血清補体価(CH₅₀)
及び免疫グロブリン

その他の病理組織検査

- | | |
|----------------------------|------|
| 1 エストロジエンレセプター検査 | 950点 |
| 2 プロジェステロンレセプター(PgR)
検査 | 950点 |
| 3 HER2タンパク | 950点 |

第3節 生体検査料

監視装置による諸検査

呼吸心拍監視
(注の追加)

(新設) → 注3 人工呼吸と同時に行つた呼吸心拍監視の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。

経皮的動脈血酸素飽和度測定（1日につき）

(注の追加)

(新設) → 注 人工呼吸と同時に行つた経皮的動脈血酸素飽和度測定の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。

非観血的連続血圧測定（1日につき）

(注の追加)

(新設) → 注 人工呼吸と同時に行つた非観血的連続血圧測定の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。

脳波検査等

脳波検査（過呼吸、光及び音刺激による負荷検査を含む。）

(項目の統合)

- 1 30分以内の場合
- 2 30分を超えた場合

400点
540点 → 400点

(区分の新設)

(新設:区分D 236-2)

光トポグラフィー

670点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

神経・筋検査

筋電図検査

(項目の追加及び注の追加)

(項目の新設:D 239の3)

3 中枢神経磁気刺激による誘発筋電図(一連につき) 400点

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

耳鼻咽喉科学的検査

鼻腔通気度検査

(注の変更)

注 鼻腔通気度検査は、当検査に関連する手術日の前後1月以内に行った場合に限り算定する。

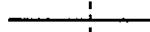
注 鼻腔通気度検査は、当検査に関連する手術日の前後3月以内に行った場合に限り算定する。

眼科学的検査

汎網膜硝子体検査（片側）

(取扱いの明確化)

注 汎網膜硝子体検査は、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、当該検査と併せて行った、区分番号D 255に掲げる精密眼底検査、D 257に掲げる細隙燈顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）又はD 273に掲げる細隙燈顕微鏡検査（前眼部）は所定点数に含まれるものとする。



注 患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、汎網膜硝子体検査と併せて行った、区分番号D 255に掲げる精密眼底検査、D 257に掲げる細隙燈顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）又はD 273に掲げる細隙燈顕微鏡検査（前眼部）に係る費用は所定点数に含まれるものとする。

上記の検査以外の検査に関する改定内容は、別添のとおり。

別表1： 点数の変更等をおこなったもの。

別表2： 検査項目名称及び点数の変更並びに項目の組み替えをおこなったもの。

別表3： 複数の検査項目の統合、点数の変更及び項目の組み替えをおこなったもの。